

川崎市高津区公告第47号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和 8年 9月25日

川崎市高津区長 白 井 豊 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)